



平成 27 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社すかいらく  
代表者名 代表取締役社長 谷 真  
(コード番号：3197 東証第一部)  
問合せ先 広報グループ  
(TEL 0422-37-5310)

### 株式売出しに関するお知らせ

平成 27 年 5 月 21 日開催の当社取締役会において、当社普通株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

#### 1. 株式売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

- (1) 売 出 株 式 の 下 記①ないし③の合計による当社普通株式 45,839,800 株  
種 類 及 び 数 ① 下 記（3）記載の引受人の買取引受けによる国内売出しの  
対象株式として当社普通株式 33,137,300 株  
② 下 記（3）記載の海外売出しにおける海外引受会社による  
買取引受けの対象株式として当社普通株式 11,045,700  
株  
③ 下 記（3）記載の海外売出しにおける海外引受会社に付与  
される当社普通株式を追加的に取得する権利の対象株式  
の上限として当社普通株式 1,656,800 株

なお、上記①ないし③の合計である引受人の買取引受けによる国内売出し及び海外売出しの総売出株式数（以下「本件総売出株式数」という。）は 45,839,800 株を予定しているが、41,528,400 株（下限）から 59,094,600 株（上限）の範囲内において変更される場合があり、その最終的な株式数は、需要状況及び株価動向その他の市場環境等を勘案した上で、下記（4）記載の売出価格等決定日に決定される。また、本件総売出株式数を 45,839,800 株とした場合、上記①ないし③に記載の各株式数を目処として売出しが行われることを見込んでいるが、それぞれの最終的な売出株式数は、需要状況及び株価動向その他の市場環境等を勘案した上で、本件総売出株式数と合わせて売出価格等決定日に決定される。

- (2) 売 出 人 及 び ①引受人の買取引受けによる国内売出し  
売 出 株 式 数 Bain Capital Skylark Hong Kong Limited 32,068,600 株  
日本産業第三号投資事業有限責任組合 1,068,700 株

## ②海外売出し

Bain Capital Skylark Hong Kong Limited 12,702,500 株

(3) 売 出 方 法 国内及び海外における同時売出しとする。

### ①引受人の買取引受けによる国内売出し

日本国内における売出し（以下「引受人の買取引受けによる国内売出し」という。）とし、野村証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、メリルリンチ日本証券株式会社及びみずほ証券株式会社を共同主幹事会社とする引受人（以下「国内引受会社」と総称する。）に、国内売出し分の全株式を総額連帯買取引受けさせる。

### ②海外売出し

海外市場（但し、米国においては 1933 年米国証券法に基づくルール 144A に従った適格機関投資家に対する販売のみとする。）における売出し（以下「海外売出し」という。）とし、Morgan Stanley & Co. International plc、Nomura International plc、Merrill Lynch International 及び J.P. Morgan Securities plc を共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーとする引受人（以下「海外引受会社」と総称する。）に、海外売出し分の全株式を総額個別買取引受けさせる。また、上記（2）②記載の売出人は、海外引受会社に対して当社普通株式を追加的に取得する権利を付与する。

引受人の買取引受けによる国内売出し、海外売出し及び下記「2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」記載のオーバーアロットメントによる売出し（これらを合わせて、以下「グローバル・オフERING」と総称する。）のジョイント・グローバル・コーディネーターは、野村証券株式会社、Morgan Stanley & Co. International plc、メリルリンチ日本証券株式会社及びみずほ証券株式会社である。

(4) 売 出 価 格 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 27 年 6 月 1 日（月）から平成 27 年 6 月 3 日（水）までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90~1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。）

(5) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして売出価格と引受価額（売出人が引受人より 1 株当たりの買取金額として受け取る金額）との差額の総額を引受人の手取金とする。

(6) 申 込 期 間 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の 2 営業日後の日まで。  
( 国 内 )

(7) 申 込 株 数 単 位 100 株

(8) 申 込 証 拠 金 1 株につき売出価格と同一の金額とする。

(9) 受 渡 期 日 平成 27 年 6 月 9 日（火）から平成 27 年 6 月 11 日（木）までの間のいずれかの日。但し、売出価格等決定日の 6 営業日後の日とする。

(10) 売出価格、その他本株式売出しに必要な一切の事項の承認については、当社代表取締役に一任する。

2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記<ご参考>2. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 4,970,500 株  
種 類 及 び 数 (上記売出株式数は上限を示したものであり、引受人の買取引受けによる国内売出しの需要状況等により減少し、又は本オーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。なお、売出株式数は、引受人の買取引受けによる国内売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。)
- (2) 売 出 人 野村証券株式会社
- (3) 売 出 方 法 引受人の買取引受けによる国内売出しにあたり、その需要状況等を勘案した上で、野村証券株式会社が当社株主から4,970,500株を上限として借入れる当社普通株式の日本国内における売出しを行う。
- (4) 売 出 価 格 未定（売出価格等決定日に決定される。なお、売出価格は引受人の買取引受けによる国内売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受けによる国内売出しにおける申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (7) 申 込 証 拠 金 1 株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 受 渡 期 日 引受人の買取引受けによる国内売出しにおける受渡期日と同一である。
- (9) 売出価格、その他本株式売出しに必要な一切の事項の承認については、当社代表取締役に一任する。

<ご参考>

1. 株式売出しの目的等

当社は、本株式売出しにより、一般投資家の投資機会を増加させ、株主層を拡大することができると考えております。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受けによる国内売出しにあたり、その需要状況等を勘案した上で、野村証券株式会社が当社株主である Bain Capital Skylark Hong Kong Limited から 4,970,500 株を上限として借入れる当社普通株式の日本国内における売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は 4,970,500 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、野村証券株式会社は、引受人の買取引受けによる国内売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数を上限として、追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシューオプション」といいます。）を、引受人の買取引受けによる国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から平成 27 年 6 月 25 日（木）までの間を行使期間として、上記当社株主から付与されます。

また、野村証券株式会社は、引受人の買取引受けによる国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成 27 年 6 月 22 日（月）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」といいます。）の返却を目的として、株式会社東京証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社は、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、野村証券株式会社は、引受人の買取引受けによる国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

上記のとおりシンジケートカバー取引及び安定操作取引により取得して返却に充当後の残余の借入れ株式は、野村証券株式会社がグリーンシューオプションを行使することにより返却されます。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、野村証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れ、当該株主から野村証券株式会社へのグリーンシューオプションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引は行われません。

上記記載の取引に関し、野村証券株式会社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、メリルリンチ日本証券株式会社及びみずほ証券株式会社と協議の上、これらを行います。

### 3. ロックアップについて

グローバル・オフERINGに関連して、売出人、当社の株主である Bain Capital Skylark Hong Kong II Limited 並びに当社の新株予約権者であるラルフ・アルバレス、谷真、櫻井功、ニシャード・アラニ及び門脇滋人は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、売出価格等決定日に始まり、グローバル・オフERINGに係る受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」といいます。）中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（但し、引受人の買取引受けによる国内売出し、海外売出し、オーバーロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びグリーンシューオプションが行使されたことに基づいて当社普通株式を売却すること等は除きま

す。）を行わない旨を合意しております。また、当社は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換され得る有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券の発行等（但し、株式分割等を除きます。）を行わない旨を合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、ジョイント・グローバル・コーディネーターはロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以上

ご注意： この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。当社普通株式の売出しへの投資判断を行うに際しては、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）は引受証券会社より入手することができます。

本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。